学校法人原田学園 行動計画

すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、改正女性活躍推進法に基づき、以下の行動計画を策定します。

1. 計画期間

令和3年4月1日 ~ 令和8年3月31日までの5年間

- 2. 達成しようとする目標に関連する項目
 - ①女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供 管理者に占める女性労働者の割合に関する取組みを行う。
 - ②職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備 男女別の育児休業取得率及び平均取得期間に関する取組みを行う。

3. 内容

①管理者に占める女性労働者の割合に関する取組み

目標①:管理職に占める女性割合を30%以上にする。

<主な取組み内容>

- (令和3年4月~) 1年単位の変形労働時間制・短時間勤務制度・テレワーク 等による柔軟な働き方の実現
- ●(令和3年4月~)職員を対象とした仕事と家庭の両立を前提としたキャリア 形成のための研修の検討・実施
- (令和3年10月~) 職員を対象としたキャリアプラン調査(1回/年)を行い、その内容を踏まえ、個別面談を実施する。

②男女別の育児休業取得率及び平均取得期間に関する取組み

目標②: 女性職員の取得率 100%の維持及び男性の育児休業取得者 1 名以上にする。

<主な取組み内容>

- (令和3年4月~) 育児・介護等における教職員のニーズの把握
- (令和3年10月~) 男件の育児休業に関するロールモデルを形成する。
- (令和3年10月~) 職員を対象とした仕事と育児・介護等を含めた家庭の両立 を前提とした働き方のための研修の検討・実施